

課税繰延べ、非課税貯蓄制度

「6 課税繰延べ、非課税貯蓄制度

- (1) 課税繰延べ商品（利払いが長期間経過後に一括して行われ、その期間中は利子課税が先送りされる金融商品）については、元来、每期利払いが行われる金融商品に比べ実質的な税負担が軽減されるといった問題があり、預金の預入期間制限の撤廃を契機に、税制調査会でもその適正化が必要であるとの観点から議論が行われてきており、金融・経済情勢、預金者や投資家の受け止め方等を見極めつつ、早急に適正化の検討を進める必要があるとされている。

今後、金融システム改革が進められ、業態間の分離、長短分離が急速に無くなっていくことを踏まえ、具体的な課税の適正化の方法、その対象となる金融商品の範囲といった点について早急に検討を進めていくことが必要である。

(2) 非課税貯蓄制度

高齢者等の有する預貯金等の利子を非課税とする非課税貯蓄制度（いわゆる老人マル優）、勤労者の老後の年金貯蓄・住宅取得のための貯蓄の利子等を非課税とする制度（いわゆる年金財形・住宅財形）は、一定の政策目的のために設けられている制度であるが、政策的意義から制度の在り方を慎重に考えていくべきであるとの意見がある一方、課税ベースの拡大の観点や公平性の観点のほか、金融自由化が進む中での課税の中立性の観点も含めた見直しも必要であるとの意見があった。」

生命保険料控除・損害保険料控除

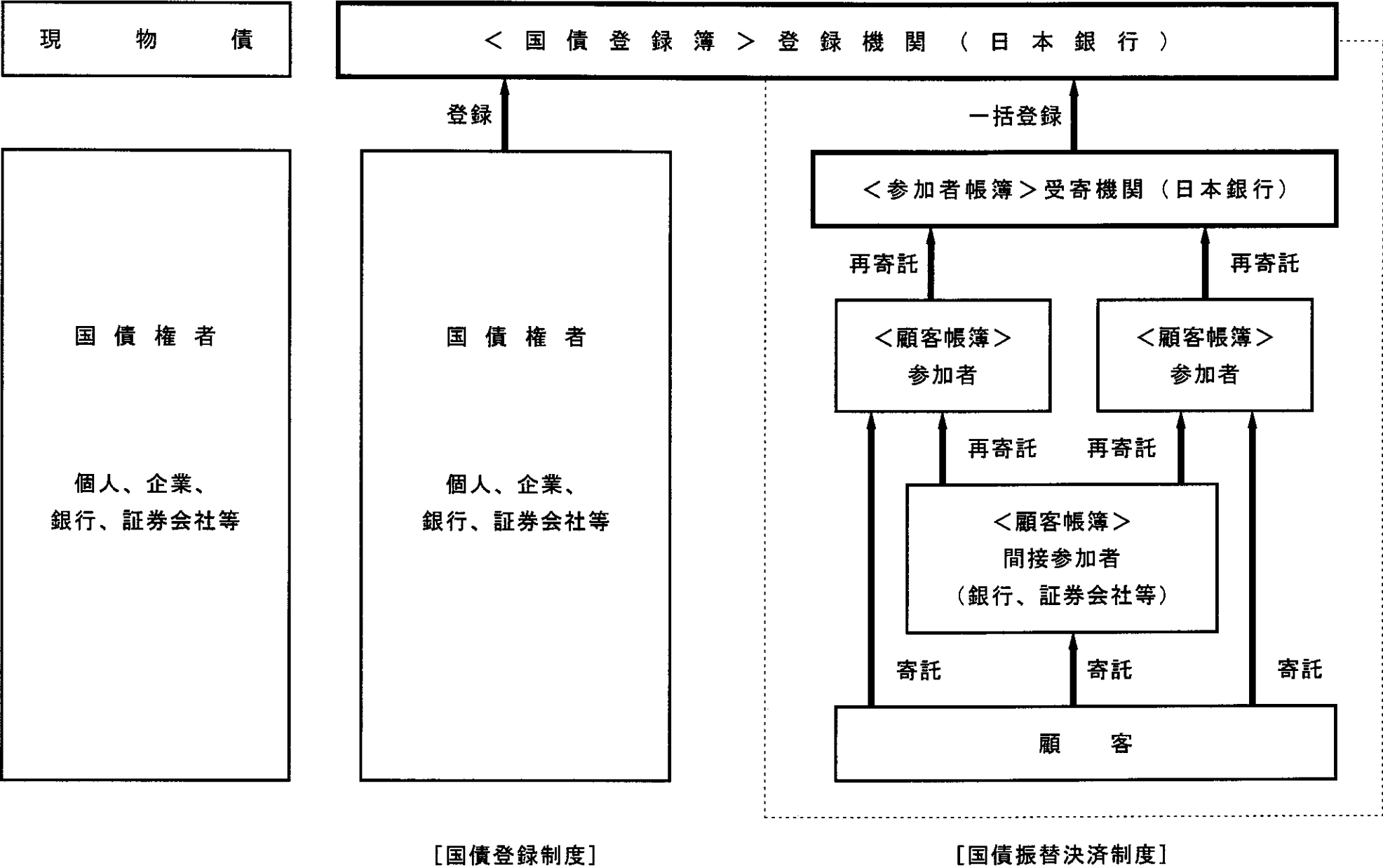
「5 生命保険料控除・損害保険料控除

生命保険料控除・損害保険料控除については、税制調査会においては、（イ）制度創設の目的は既に達成されており、制度の縮小・合理化を図る必要がある、（ロ）個人の商品選択の裁量性を重視しつつ業態別・商品別の現行制度を改組・一本化すべきである、（ハ）民間の年金・保険商品の活用による老後に備えた自助努力を支援する制度として改めて位置付けるべきである等を指摘してきている。

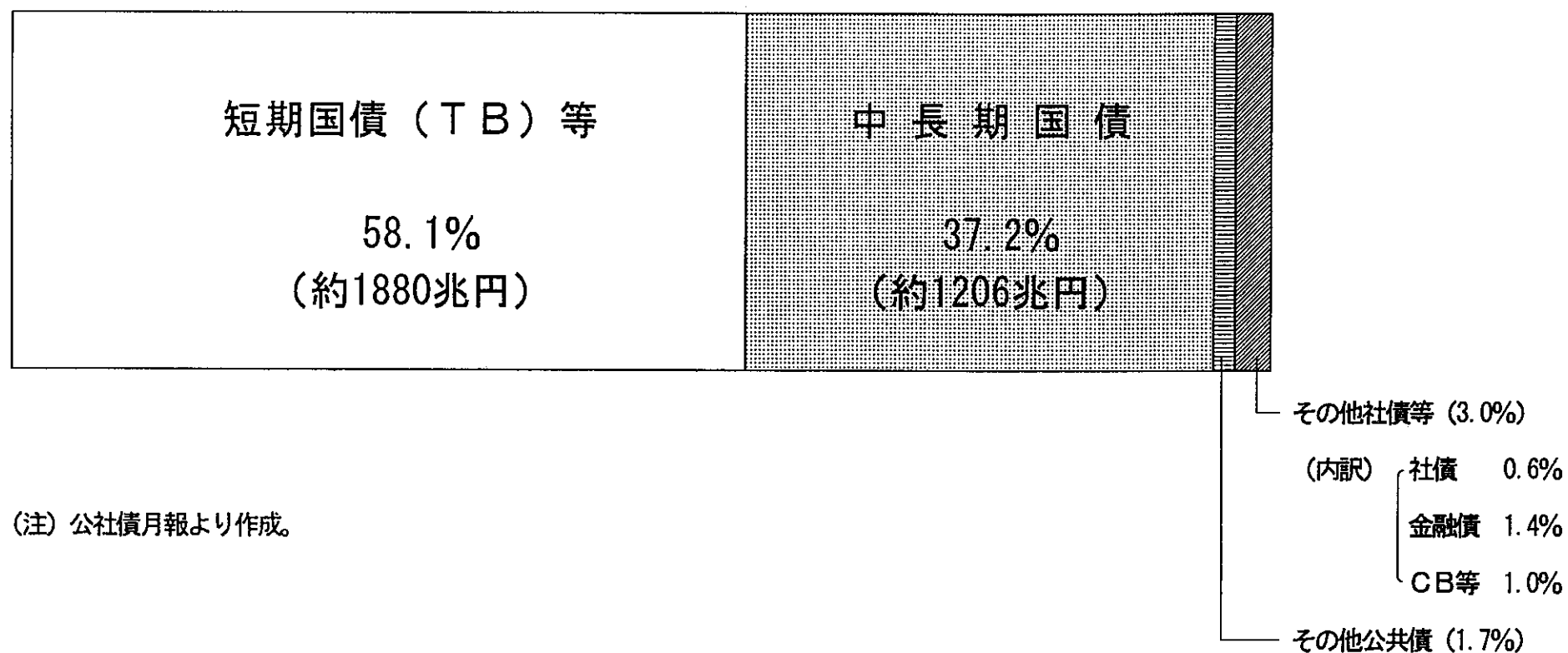
新たに金融システム改革の実施により、各業態間の垣根が取り払われ、金融の自由化・国際化が大胆に進んでいくといった状況の下では、金融商品間、各業態間の課税の公平性・中立性の要請は強まるものと考えられ、生命保険料控除・損害保険料控除の具体的な見直しについて早急に議論を進めていく段階に来ているものとする。なお、保険も貯蓄としての機能面に着目すればほかの金融商品とは差がない、保険にも貯蓄性、投資性の高いものもあり、保険を一律に税制上特別扱いすることは適当でない、不時の出費への備え・老後への備えといった面での国民の認識には貯蓄、保険に差はないといった意見が多かったが、保険商品の特殊性等への配慮を求める意見や、両控除の見直しは広く国民に影響することに留意する必要があるとの意見もあった。

これとあわせて、個人年金保険に係る生命保険料控除の在り方についても、個人年金保険とそれ以外の年金商品や金融商品との課税上のバランスをいかに図るかという問題がある。この点は、老後生活における自助努力の位置付け、世代間・高齢者間の税負担の公平確保の観点などともかかわる問題であるが、金融商品間の中立性、公平性の観点も含めた総合的な検討が必要である。」

国債登録制度と国債振替決済制度の基本的仕組み



平成9年度公社債売買状況



（注）公社債月報より作成。

債券・株式の発行残高及び売買代金等の推移

(単位:兆円)

		公 共 債			公 募 社 債			私募社債	金 融 債	円建外債	株 式	合 計
		国 債	地 方 債	政 保 債	普通社債	転換社債	新株引受 権付社債					
発行 残 高	昭和63 年度末	156.8	19.7	19.5	9.1	13.9	0.2	30.3	54.3	4.7	432.2	740.7
	平成 6	206.6	30.0	20.4	18.7	19.4	0.5	55.1	78.7	8.2	325.0	762.7
	7	225.2	36.2	21.8	23.1	19.5	0.3	57.5	76.1	9.9	400.7	870.4
	8	244.7	38.8	23.1	27.2	19.5	0.3	59.2	74.4	12.3	348.6	848.0
	9	295.3	42.3	23.8	34.2	16.9	0.2	57.2	64.6	11.4	317.6	863.6
	10	325.0	46.7	21.2	42.8	12.9	0.2	52.2	57.2	9.6	343.0	910.9
	10 年度シェア	35.7%	5.1%	2.3%	4.7%	1.4%	0.0%	5.7%	6.3%	1.1%	37.7%	100.0%
売 買 代 金	昭和63 年度	2,008.6	7.2	18.8	3.9	60.1	0.0	6.2	25.2	1.3	374.2	2,505.4
	平成 6	1,764.2	13.8	12.1	5.1	13.2	0.0	1.5	24.9	2.0	115.4	1,952.3
	7	1,892.6	21.6	14.0	7.7	22.4	0.0	1.3	29.7	2.5	132.9	2,124.9
	8	1,501.5	20.2	12.6	8.7	16.5	0.0	1.5	28.3	3.4	139.3	1,731.9
	9	1,543.2	14.7	12.6	9.6	11.8	0.0	1.1	21.7	2.5	149.3	1,766.4
	10	1,310.7	14.7	10.0	11.0	7.5	0.0	1.1	14.6	1.4	125.9	1,496.0
	10 年度シェア	87.6%	1.0%	0.7%	0.7%	0.5%	0.0%	0.1%	1.0%	0.1%	8.4%	100.0%
売 買 回 転 率	昭和63 年度	13.02	0.36	0.98	0.43	5.02	0.13	0.21	0.47	0.27	0.87	3.41
	平成 6	8.84	0.50	0.60	0.29	0.70	0.00	0.03	0.32	0.25	0.27	2.31
	7	8.77	0.65	0.66	0.37	1.15	0.00	0.02	0.38	0.28	0.37	2.60
	8	6.39	0.54	0.56	0.34	0.84	0.00	0.03	0.38	0.31	0.37	2.02
	9	5.72	0.36	0.54	0.31	0.65	0.00	0.02	0.31	0.21	0.45	2.06
	10	4.23	0.33	0.44	0.29	0.50	0.00	0.02	0.24	0.13	0.38	1.69

- (注) 1. 地方債は都道府県・政令指定都市により発行される証券形式のもののみ(証書貸付のものは含まず)、地方公社の発行したものは含まず。
2. 政保債は公募のみ。
3. 普通社債には公募の交通債・放送債・電電債・特定社債(SPC)を含む。
4. 私募社債には私募特別債(政府関係機関が発行した私募債)・東京交通債券・放送債券の私募発行分を含む。
5. 株式の発行残高は時価総額。
6. 株式は証券取引所上場分及び店頭市場登録分の合計(63年度末及び63年度は証券取引所上場分のみ)。
7. 売買代金は片道ベース。
8. 売買回転率=売買代金÷発行残高(期首期末平均)。

(出典)東京証券取引所「証券統計年報」、日本証券業協会「証券業報」「公社債年報」他

公社債の流通形態とその規模

公 社 債	記 名 債	国 債	(法律上無記名債のみとされているため、発行不可。)		
		社 債	(法律上発行可能だが、ほとんど発行なし。)		
	無記名債	国 債	利 付 債	現物債 2.0兆円(0.9%) 登録債 91.1兆円(39.1%) 振込債 139.7兆円(60.0%)	
			割 引 債	現物債 0.7兆円(49.9%) 登録債 0.1兆円(10.9%) 振込債 0.5兆円(39.2%)	・TB、FBはすべて振込債
		普通社債	利 付 債	現物債 2.0兆円(6.7%) 登録債 27.5兆円(93.3%)	
			割 引 債	・国内発行例なし ・ゼロ・クーポン債等が該当	
		金 融 債	利 付 債	現物債 26.5兆円(34.9%) 登録債 49.5兆円(65.1%)	
			割 引 債		

(注) 登録状況は、国債については平成9年6月末現在、普通社債及び金融債については平成7年度末現在のもの。

「四 金融関係税制の適正な執行の確保

1 執行の現状と税制

今般の金融システム改革によって、情報・通信技術の発展に伴う金融のグローバル化が進み、新たな金融商品が展開される中で、資料情報制度の整備を始めとする金融関係税制の適正な執行の確保が重要である。税制とその執行とは相互にフィードバックする関係にあり、税制の構築に当たっては、それが適正に運営されるよう、事務負担・費用をも勘案し、できるだけ簡素で実効性ある制度とすることが強く要請される。

- (1) 我が国の申告納税制度においては、源泉徴収制度や法定調書の提出制度が適正申告の担保として機能している。大量性、多様性、「足の速さ」といった特徴を持つ金融所得に関しては、特にこの機能が有効に働いていると評価される。今後、新商品の出現や海外商品の利用が進む中では、現在いずれの制度の対象ともなっていない金融商品についても、必要に応じ、これら制度の対象の拡大により対応することが求められる。

特に、源泉徴収制度は膨大な取引情報の提出・名寄せ等金融所得把握のための大掛かりな仕組みを要せず実質的な税負担の公平を確保できる方法であり、納税者番号制度を有するアメリカ、カナダ等を除く多くの国々で採用されている。金融市場のグローバル化を背景として、OECDの議論においても、各国における利子への課税方式には、源泉徴収を重視する方法と、情報交換を重視する方法とそれぞれに得失があり、少なくともいずれかの方式で適切な課税を図っていくべきであるとされている。

なお、公社債利子に関する源泉徴収について、非居住者の取扱いを含めた流通市場への影響が指摘されているが、納税者番号制度をめぐる議論を視野に入れつつ、流通市場の制度の在り方、取引把握の負担や実効性等を踏まえた幅広い検討が必要である。

- (2) 新しい金融取引であるデリバティブ取引については、課税の繰延べの問題は時価主義の採用によりある程度対応できるとしても、その実態把握の困難性、非居住者課税を含めた所得分類の変更や源泉地変更による国際課税上の問題が指摘されている。

さらに、デリバティブ取引のみならず証券化、仕組み債、投資信託の多様化、電子マネー・電子商取引等の新しい金融取引が展開される中で、適正な課税が困難になることが予想される。

- (3) このような現状に対しては、後述の納税者番号制度の導入のほか、資料情報制度の整備、質問検査権の強化、立証責任の転換、さらには租税回避否認規定の制定などを行う必要があるとの意見がある。
- (4) また、執行の問題の税制へのフィードバックとして、所得課税の枠内での方策では限界があり、これを補完する税制が必要であるとして、特に取引があれば外形的に課税できる流通税の重要性を指摘し、その観点から現行の有価証券取引税、取引所税を評価する意見もあった。
- (5) なお、金融関係税制については、従来より、金融資本取引の特徴から、納税者等の事務負担の軽減にも配慮し、現行の税務執行の制度の下で、簡素な税制が要請されてきた。

今後、仮に納税者番号制度の導入など税務執行の制度が整備されることを前提にすれば、所得税制として採り得る選択肢はかなり広がるものと考えられるが、取引形態の多様化、複雑化の中で、簡素な税制への要請は引き続き念頭に置いておく必要がある。」

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除（いわゆる“エンジェル税制”）の概要

- 個人投資家（エンジェル）が中小ベンチャー法に規定する特定中小会社の株式を取得し、上場等の日の前日までに譲渡による損失が生じた場合に、翌年以後3年間、申告分離課税の株式譲渡益から繰越控除を認める特例。

（注）中小ベンチャー法に規定する「特定中小会社」の要件

新たな産業分野の開拓に資する創造的事業活動を行う蓋然性の高い中小企業者である株式会社で、

- ① 設立から5年未満で、相当程度の研究開発を行っている会社

（試験研究費・開発費の売上高に占める割合が3%超等）

又は

設立から1年未満で、研究者数が従業員の10%以上を占める会社

- ② 店頭登録・上場会社でないこと、大企業の子会社でないこと
- ③ 同族株主以外の保有する株式の割合が、出資後時点で3分の1を超えるものであること 等
- ④ 風俗営業等を行うものでないこと

- 譲渡以外の一定の事由（倒産等）による損失の場合も、譲渡損失の金額と同様に扱う。

ベンチャー支援に関する税制上の措置

○ 増加試験研究費の税額控除

〔中小ベンチャー法の組合等が構成員に賦課する負担金は、増加試験研究費の税額控除の対象〕

○ 中小企業技術基盤強化税制

〔中小企業者が支出する試験研究費の10%相当額を税額控除〕

○ 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除

〔新設中小企業（設立5年以内のもの）、研究開発型企业（試験研究費の収入金額に対する割合が3%超のもの）及び認定企業（中小ベンチャー法の研究開発等事業計画の認定を受けたもの）が取得する一定の機械装置について、30%特別償却又は7%税額控除（リースも7%税額控除あり）〕

○ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却

〔中小ベンチャー法の組合等が構成員に賦課する負担金は、支出時全額損金算入〕

○ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例

〔中小ベンチャー法の組合等が構成員に賦課した負担金により取得する試験研究用固定資産の圧縮記帳〕

○ 欠損金の繰越期間の特例

〔中小ベンチャー法の認定中小企業者等の設立後5年間に生じた欠損金は、繰越控除期間7年（本則）は5年〕

○ 欠損金の繰戻し還付

〔設立後5年以内の中小法人の欠損金について、前1年間の繰戻し還付〕

○ エンジェル税制

〔個人投資家が中小ベンチャー法の特定中小会社の株式を取得し、上場等の日の前日までに譲渡等による損失を生じた場合、翌年以後3年間の繰越控除〕

国 外 送 金 等 調 書 提 出 制 度 の 概 要

1. 国外送金等調書の提出

金融機関等（注）から税務当局に対し、200万円を超える国外送金及び国外からの送金の受領について以下の事項を記載した調書（国外送金等調書）を翌月末までに提出する。
（磁気テープ等による提出も可。）

但し、輸出入貨物に係る荷為替手形に基づく取立て等によるもの、銀行等名義及び証券業者名義の送金は除く。

イ）国外送金の場合

- ①送金者の氏名or名称・住所
- ②金額
- ③日付
- ④送金先の氏名or名称
- ⑤送金原因
等

ロ）国外からの送金の受領の場合

- ①受領者の氏名or名称・住所
- ②金額
- ③日付
- ④送金元の氏名or名称
等

（注）為替取引を業として行うことができる銀行その他の金融機関、及び郵政官署

2. 顧客は、前記1.イ）①、⑤、ロ）①の事項を記載した告知書を国外送金等の際に金融機関等の営業所等に提出し、金融機関等は、公的書類等により本人確認を行うこととするが、本人確認済の口座（本人口座）からの振替等による国外送金又は本人口座においてされる国外からの送金の受領の場合には、告知書提出・本人確認は不要とする。

3. 国外送金等調書の提出義務違反等について所要の罰則を設ける。

法定資料の種類

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 株式の消却等の場合の支払調書
- 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
- 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
- 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
- 11 名義人受領の利子所得の調書
- 12 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
- 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
- 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 19 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 20 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 21 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 22 生命保険契約等の年金の支払調書
- 23 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 24 損害保険契約等の年金の支払調書

25 無記名割引債の償還金の支払調書

26 特定短期国債等の償還金の支払証書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 27 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 28 損害保険代理報酬の支払調書
- 29 不動産の使用料等の支払調書
- 30 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 31 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 32 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 33 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 34 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 35 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

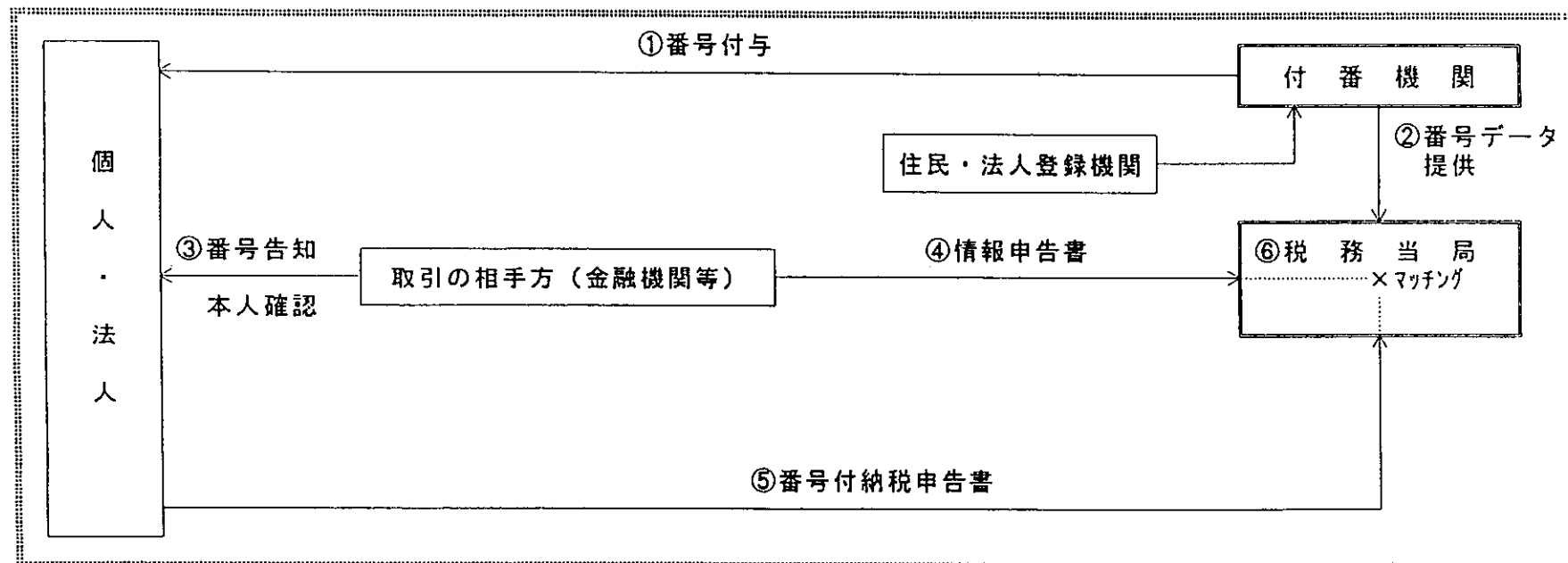
VI その他

- 41 信託の計算書

○ 納税義務者本人から提出されるもの

- 42 収支内訳書
- 43 開業等の届出
- 44 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
- 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 46 財産債務明細書

納 税 者 番 号 制 度 の 仕 組 み



- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知しなければならない。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ）情報申告書を納税者毎に名寄せ
 - ロ）情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ）マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

（注） 1. （株式等の有価証券の）取得価額を（納税者番号）制度により把握することには限界があるので、同制度を利用して有価証券譲渡益を自動的に把握することは困難である。【納税者番号等検討小委員会報告（昭和63年12月）】
 2. 事業所得を完全に把握するためには、売上げ又は仕入れ等に関する取引の全てを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは、現実には困難であろう。【同上】

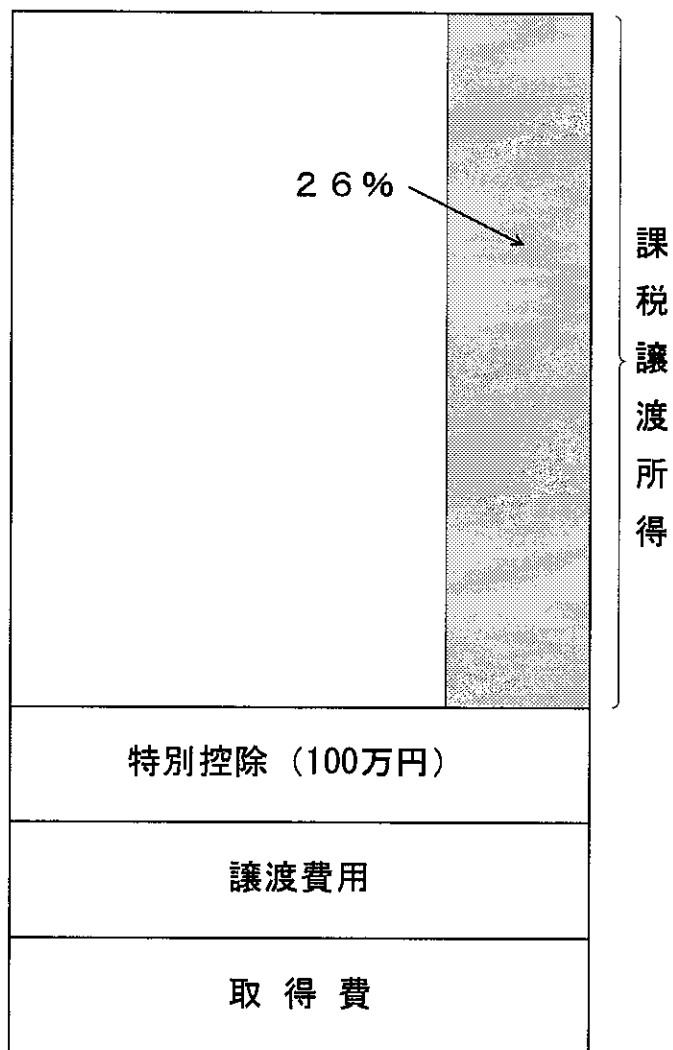
個人の土地譲渡益課税制度の概要

所有期間 5 年 以 内	所有期間 5 年 超
次の①と②とのいずれか多い方の税額による分離課税 ① 譲渡益×40%（住民税12%） ② 総合課税による上積税額× 110% （注）	【改正前】譲渡益に対し、次の税率による分離課税 〔 6,000万円以下の部分 … 20%（住民税 6%） 6,000万円超の部分 …… 25%（住民税 7.5%） 【改正後】譲渡益に対し、次の税率による分離課税 一 律 20%（住民税 6%） （11.1.1～12.12.31の時限措置） 〔特例措置〕 ○ 優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の軽減税率の特例 〔 4,000万円以下の部分 15%（住民税 5%） 4,000万円 超の部分 20%（住民税 6%） 〔公有地の確保、優良な宅地供給、優良建築物の建設 等〕 〔特例措置 ― 所有期間10年超の場合 ― 〕 ○ 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 3,000万円以下の部分… 0% （特別控除） 9,000万円以下の部分…10% （住民税 4%） 9,000万円超の部分……15% （住民税 5%）
〔特別控除等〕 ○ 収用等のために譲渡した場合の特別控除の特例 5,000万円 ○ 特定の土地区画整理事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例 2,000万円 ○ 特定住宅地造成事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例 1,500万円 ○ 農地保有合理化等のために譲渡した場合の特別控除の特例 800万円 ○ 居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例 3,000万円 ○ 相続等により取得した居住用財産の買換え等の特例 ○ 特定の居住用財産の買換え等の特例 ○ 特定の事業用資産の買換え等の特例	

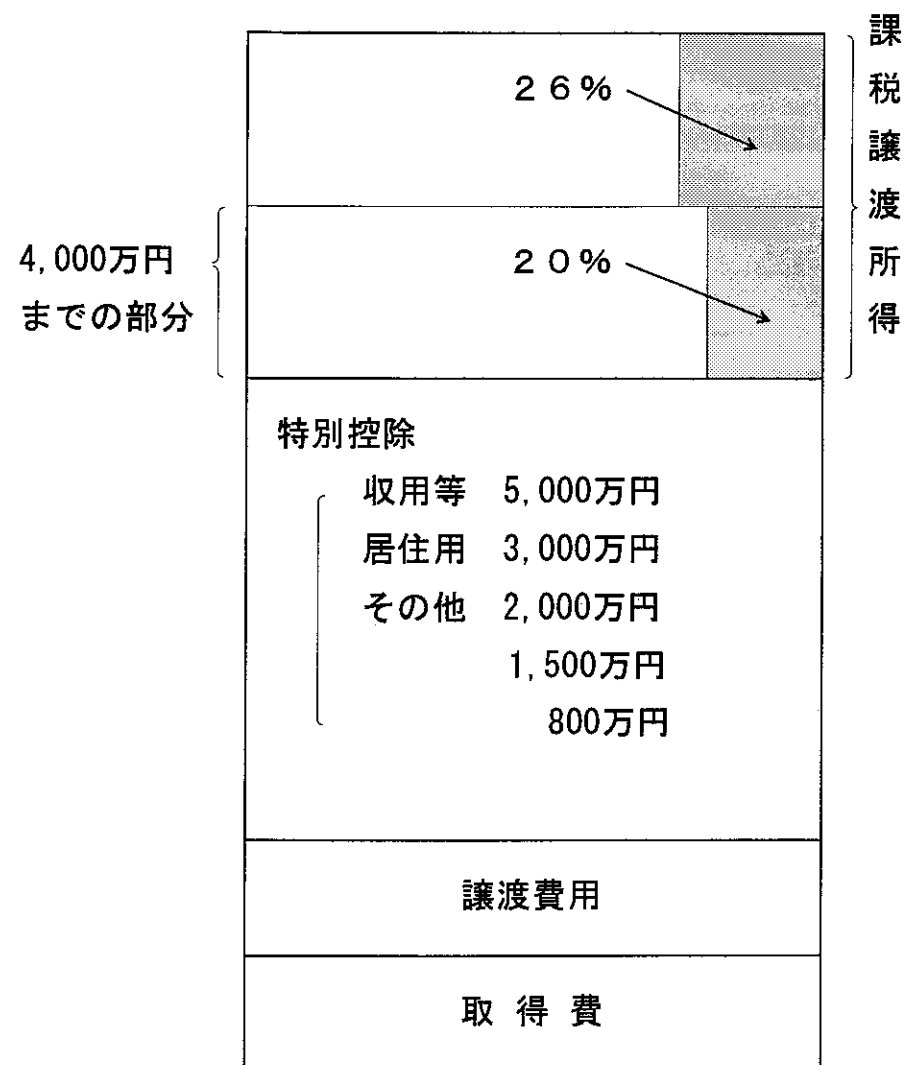
（注）上積税額とは、土地譲渡に係る所得と他の所得との合計額に通常の累進税率を適用して算出した税額から、他の所得のみに通常の累進税率を適用して算出した税額を控除して求められる差額をいう。

個人の土地譲渡益課税（イメージ図）

一般の譲渡



優良な譲渡



（注）優良な譲渡：優良住宅地の造成等のための譲渡

土地税制に関する税調答申の主要指摘事項

【61年抜本答申】

- ・ 土地税制の課税の実態を見ると、宅地供給、住宅建設の促進等の見地から設けられている各種の特別控除や買換（交換）特例の結果、土地譲渡益のかかなりの部分が課税の対象から脱落しており、税負担の公平を確保する観点から、課税ベースの拡大について検討することが適当である。

【2年度答申】

- ・ 土地に対する適正な負担、土地政策の推進といった土地税制の課題に対応する見地から、取得、保有、譲渡等の各段階における適切な課税のあり方について総合的な見直しに取り組むべきである。

【土地答申】

- ・ 土地譲渡益に対する課税方式としては、引き続き分離課税をとることとし、土地という資産の特性等を踏まえた適正な負担を求めることが適当である。その際、累進的な税負担を免れるために土地の切り売りが行われることを防ぎ、あわせて土地の売却に伴う税負担を明確にすることにより土地取引の円滑化に資するとの観点からは、比例的な税率構造とすることが望ましい。
- ・ 長期所有土地の譲渡に係る分離課税の現行水準は、所得税本法においては長期譲渡所得がいわゆる2分の1総合課税（譲渡益の2分の1が課税対象とされる）となっていることをも踏まえて定められたものと考えられる。しかし、土地譲渡益の特性や資産格差への適切な対処、土地の資産としての有利性の縮減の要請等に鑑みると、むしろ勤労所得等に対する税負担の均衡を図る観点から、相当程度引き上げていくことが適当であると考えられる。
また、短期所有土地の譲渡益に対する税率水準については、投機的取引抑制の観点を踏まえて、当面少なくとも現行水準を確保していくべきであると考ええる。

【3年度答申】

- ・ 土地税制については、土地基本法の趣旨に沿ってその役割を果たすとともに、先般の税制改革が目指した所得・消費・資産等の間で均衡のとれた税体系を確保するため、総合的な見直しを行う必要がある。

【8年度答申】

- ・ 急激かつ継続的に地価が下落する中で前述のように保有税負担が年々上昇する一方、取引ごとの譲渡益の規模が大幅に縮小しているといった状況が生じている。

こうした状況変化からすれば、①遡増する保有税負担とのバランスを総合的に考えれば譲渡益課税の負担を軽減・調整する余地がありうるのではないか、②取引ごとの譲渡益の規模が縮小したことにより、これまでと同程度の税負担を求めなくても資産格差の是正に資することになるのではないかと考えられる。

【これからの税制を考える】

- ・ 今後とも、土地税制については、地価水準の動向、土地に対する国民意識や資産格差の状況など土地を巡る諸状況や経済社会の構造変化の状況などを踏まえ、土地政策全体や資産課税全体の中での位置づけを明確にしながら検討していく必要があります。

【10年度答申】

- ・ 土地譲渡益課税については、土地税制改革以降も、年々の土地を巡る状況を考慮し、累次の見直しを続けてきました。しかしながら、ここに至ってもバブル経済の後遺症は依然として続いており、この際、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化のために、以下のような緊急の措置をとってはどうかとの意見がありました。

- ① 個人や法人の土地譲渡益に対する課税を思い切って軽減するとともに、資産の買換えの特例についての要件緩和を図る。
- ② 投機的な土地取引を抑制するために、バブル経済期において特例的に導入された諸措置については、もはや土地投機の動きは鎮静化していることから、これを見直す。

ただし、こうした措置をとるとしても、税負担の公平の観点から、勤労性所得との均衡に配慮すべきであるとの意見がありました。また、譲渡益課税の中で課税ベースからはずれる特別控除や軽減税率についてもあわせて検討する必要があるとの意見がありました。